

重 要 (第 7 報)

31 北体協第 226-7 号
令和 2 年 5 月 2 7 日

加盟団体代表者様・単位スポーツ少年団代表者様

公益財団法人東京都北区体育協会
会長 葉 山 相 也

新型コロナウイルス感染拡大防止のための事業の対応について (通知)

北区の体育施設等が、6月1日から一部再開されることを踏まえ、6月中の自主事業について、下記の扱いをすることと決定したので通知します。なお、7月以降の扱いについては、別途通知します。

記

加盟団体、スポーツ少年団 (単位スポーツ少年団を含む) の自主事業 (体育協会の後援事業を含む) については、北区において使用を再開した体育施設等を使用し、各団体の判断で実施する場合は、施設管理者の指示に従い、また「別紙」を遵守したうえで、実施してください。それ以外 (北区以外の体育施設等を使用する場合等) は、引き続き自粛を要請します。(なお、体協主催の事業・スポーツ教室は、6月も中止・延期になります。)

上記を踏まえ、実施する自主事業については、(1) 事業名、(2) 日時、(3) 会場、(4) 事業の責任者氏名・連絡先を事前に事務局まで連絡願います。

万が一、自主事業において感染者が出た場合は速やかに事務局まで連絡するとともに、参加者の確認、接触者の調査、感染経路の解明等への協力やマスコミ対応等は各団体において行うことになるので、代表者及び連絡責任者は当分の間、常に連絡がとれる状態を維持してください。

なお、北区のホームページを必ず確認のうえ、注意事項等を遵守してください。

URL : <https://www.city.kita.tokyo.jp/sports/corona.html>

【重要】 スポーツ施設 (駐車場含む) の一部再開等について